

平成 30 年 度

亀岡市財政健全化及び経営健全化

審 査 意 見 書

亀 岡 市 監 査 委 員

1 監査第 1013 号
令和元年 8 月 22 日

亀岡市長 桂 川 孝 裕 様

亀岡市監査委員 関 本 孝 一
亀岡市監査委員 平 本 英 久

平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の
規定により審査に付された平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率を審査
した結果について、次のとおり意見書を提出します。

平成30年度亀岡市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

平成30年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年7月29日から令和元年8月13日まで

3 審査の方法

亀岡市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	-	-	12.55	20.0
②連結実質赤字比率	-	-	17.55	30.0
③実質公債費比率	13.4	12.8	25.0	35.0
④将来負担比率	126.7	143.6	350.0	

(注1) ①実質赤字比率、②連結実質赤字比率については、収支が実質赤字でないため、「-」として表示した。

(注2) 平成29年度の比率は参考として掲載した。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成30年度一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率は該当しない。

イ 連結実質赤字比率について

平成 30 年度の連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字比率は該当しない。

ウ 実質公債費比率について

平成 30 年度決算に基づく実質公債費比率は 13.4%となっており、前年度と比べると 0.6 ポイント悪化している。なお、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っている。

引き続き、地方債の適正な管理に努められたい。

エ 将来負担比率について

平成 30 年度決算に基づく将来負担比率は 126.7%となっており、前年度と比べると 16.9 ポイント改善されている。また、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っている。

引き続き、一層、健全な財政運営を推進されたい。

(3) 是正改善を要する事項

いずれの指標においても早期健全化基準を下回り、良好な状態にあると認められ、特に指摘すべき事項はない。しかし、今後も厳しい財政状況が続くと予測されることから、より一層、財政の健全化に努められたい。

平成30年度亀岡市経営健全化審査意見書

1 審査の対象

平成30年度決算における次の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 亀岡市水道事業会計
- (2) 亀岡市下水道事業会計
- (3) 亀岡市病院事業会計
- (4) 亀岡市地域下水道事業特別会計

2 審査の期間

令和元年7月29日から令和元年8月13日まで

3 審査の方法

亀岡市長から提出された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	平成30年度	平成29年度	
亀岡市水道事業会計	—	—	20.0
亀岡市下水道事業会計	—	—	20.0
亀岡市病院事業会計	—	—	20.0
亀岡市地域下水道事業特別会計	—	—	20.0

(注1) 資金不足比率については、資金不足額がないため、「—」として表示した。

(注2) 平成29年度の比率は参考として掲載した。

(2) 個別意見

いずれの会計も資金不足がないため、資金不足比率は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、今後も厳しい経営環境が続くと予測されることから、より一層、経営の健全化に努められたい。